

第2回 原子力災害対策本部会議 議事概要

1. 日時

平成23年3月12日（土） 9：15～（9：34までには終了）

2. 場所

官邸4階大会議室

3. 構成員等

本部長：菅直人内閣総理大臣（欠席）

副本部長：海江田万里経済産業大臣

本部員：片山善博総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・地域活性化担当、松本剛明外務大臣、野田佳彦財務大臣、高木義明文部科学大臣、細川律夫厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、大島章宏国土交通大臣・海洋政策担当、松本龍環境大臣・内閣府特命担当大臣（防災）、北澤俊美防衛大臣、枝野幸男内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、中野寛成国家公安委員会委員長・公務員制度改革担当・拉致問題担当、伊藤哲朗内閣危機管理監
その他：江田五月法務大臣、自見庄三郎郵政改革担当・内閣府特命担当大臣（金融）、蓮舫内閣府特命担当大臣（行政刷新、消費者及び食品安全）、玄葉光一郎国家戦略担当・内閣府特命担当大臣（「新しい公共」、科学技術政策）・宇宙開発担当、与謝野馨閣府特命担当大臣（経済財政政策、少子化対策、男女共同参画）・社会保障・税一体改革担当 等

※緊急災害対策本部（全国務大臣で構成）と連続開催のため、本部員以外の閣僚も原子力災害対策本部に出席。

※本部員ではないが、本部会合には原子力安全委員会委員長が出席する。

4. 配布資料

- ・緊急事態応急対策に関する基本方針（案）（福島第二原子力発電所）
- ・公示（広野町、楢葉町、富岡町、大熊町及び東京電力（株）福島第二原子力発電所から半径10km圏内の海域）
- ・原子力緊急事態宣言（福島第二原子力発電所）
- ・平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について
- ・公示（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び東京電力（株）福島第二原子力発電所から半径10km圏内の海域）
- ・指示（福島県知事、大熊町長、双葉町長、浪江町長、富岡町長あて）
 - ・平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について（案）
- ・福島原発の位置関係
- ・福島第一原子力発電所 周辺地域住民数（第一原発から半径10km圏内）
- ・福島第二原子力発電所 周辺地域住民数（第二原発から半径3km圏内）
- ・3月12日に国土地理院が実施する空中写真撮影の範囲

※上記資料については、緊急災害対策本部と同時開催のため、一部資料が重複している可能性あり

り。

5. 議事概要

(第4回緊急災害対策本部に続いて開催。)

○枝野幸男内閣官房長官から開会を宣言。

○海江田万里経済産業大臣から原子力発電所の状況について下記のとおり報告。

- ・昨日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震を受け、各地の原子力発電所の安全を確保するため、電力事業者と経済産業省原子力安全・保安院をはじめとし、政府一丸となって取り組んできたところ。
- ・これまで、東通、女川、柏崎刈羽、六カ所の各原子力施設では安全が確認されているが、もっとも大きな被害を受けた東京電力福島第一及び第二原子力発電所では、安全確保に向け引き続き関係者による取組が続けられており、まだ「進行中」との認識をもってやっていきたいのでよろしく願いたい。
- ・福島第一原子力発電所では、原子炉格納容器の圧力が高まっているおそれがあることから、本日未明、原子炉格納容器の健全性を確保するため、内部の圧力を放出する措置を東京電力が講じる予定との報告を受けている。仮に放出が行われたとしても、現在とられている10km以内からの避難により、住民の安全は十分確保されている。
- ・圧力放出の措置としては、安全弁をあけることで蒸気が外に出る。人力でバルブを開ける作業中である。
- ・福島第二原子力発電所については、原子炉の圧力を抑制する機能を喪失したことから、原子力災害対策特別措置法第15条第1項の特定事象が発生したが、現在のところ、発電所の排気筒モニタ及び敷地周辺のモニタリングポストの指示値に異常はなく、放射性物質による外部への影響は確認されていない。
- ・したがって、緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はない状況。
- ・引き続き、安全確保に向け、万全を尽くして参りたいのでご協力よろしく願いたい。

○枝野幸男内閣官房長官から閉会を宣言。

以上

※本議事概要は各種資料等を元に、2012年3月1日に整備。